

敵対的買収防衛策に対する課税

Q : ライブドアの事件を教訓に、当社でも敵対的買収に備えようと思いますが、課税関係はどのようになりますか？

A : 契約条件にもよりますが、原則的には課税関係は生じません。

【解説】

敵対的買収防衛策(ライツプラン)とは、買収者だけが行使できない差別的な行使条件を付した新株予約権を全株主に割り当てるもので、次の3つの形態があります。①②は課税関係が生じず、③もSPCが新株予約権を第三者に譲渡できず、管理のみを行うという契約であれば課税されないとのことです。

① 事前警告型

ライツプランを導入する会社は、防衛策を平時に開示して事前警告を行い、買収者が登場したときは、買収者だけが行使できない差別的行使条件を付した新株予約権を全株主に割り当て、買収者以外の者に時価の半額で取得させ、買収者の取得割合を低下させるというもの。

② 信託型ライツプラン(直接型)

ライツプランを導入する会社は、平時に買収者だけが行使できない差別的行使条件を付した新株予約権を信託銀行に無償で発行し、買収者の登場に備えるというもの。

③ 信託型ライツプラン(SPC型)

ライツプランを導入する会社は、平時に買収者だけが行使できない差別的行使条件を付した新株予約権をSPCに無償で発行し、SPCは信託銀行に信託するというもの。

